

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 たすけあい資金貸付規程

(目 的)

第1条 この「たすけあい資金」(以下「資金」という。)は低所得階層の更生援護に資することを目的として貸付けする。

(貸付の対象者)

第2条 この資金の貸付を受けられる者は、低所得者で社会福祉法人五城目町社会福祉協議会(以下「社協」という。)を組織する五城目町の母子、父子、身体障害者又は生活保護法による保護を受けている者、若しくはこれに準ずる生活状態にある者を対象とする。

(資金の用途)

第3条 この資金は次に掲げる必要な経費とする。

- (1) 母子福祉資金、更生資金、生活福祉資金等の借入れまでの期間、ただしこの場合の貸付は、他の資金の決定がなされたことを確認して行なう
- (2) 学用品の購入、学校給食、修学旅行等に必要な教育費
- (3) 就学、進学、就職等に必要な支度費
- (4) 治療、往診等に必要な医療費
- (5) 出産、葬祭、その他生活費
- (6) 家庭内職に必要な生業費
- (7) 災害の応急に必要な経費
- (8) その他不時の出費に要する経費

(貸付の条件)

第4条 この資金の貸付は、1世帯3万円以内とする。ただし、特に必要と認めた場合は10万円まで貸付けすることができる。

2 貸付金は無利子とする。

3 償還期間は3ヶ月以内とする。ただし、その最終償還期限が当該貸付年度を超えるときは、当該貸付年度を超えない期間をもって償還期間を定めることができる。

4 償還は月賦の均等償還とする。ただし、借受人はいつでも繰上償還することができる。

(借入申込の手続)

第5条 この資金の貸付を受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、たすけあい資金借入申込書(様式第1号)を社会福祉法人五城目町社会福祉協議会

長（以下「社協会長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の借入申込書を提出するにあたっては、担当民生委員の借入れを必要とする証明書（様式第2号）を添付しなければならない。

3 資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。ただし、30,000円以内の貸付については、必ずしもこの限りでない。

（貸付の決定）

第6条 社協会長は、借入申込書を受理したときはすみやかにその内容を審査し、貸付の適否を決定しなければならない。

（貸付金の交付）

第7条 社協会長は、前条により貸付を決定したときは、借入申込者に対して「たすけあい資金」借用書（様式第3号）を提出させ、当該貸付金を交付するものとする。

（貸付金の償還）

第8条 この資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）は、第4条第3項及び第4項の規定のほか、別に定める償還方法により借入金を社協会長に償還するものとする。

2 借受人が五城目町以外の地域に転出するときは、転出する日までに借入金の全部を社協会長に償還するものとする。

（運営委員会）

第9条 この資金の適正な運営をはかり、又必要な財源を確保するため、「たすけあい資金運営委員会」を設置する。

2 たすけあい資金運営委員会規程は別に定める。

（貸付台帳）

第10条 社協に次の台帳を備付け、この資金の運営状況を明確にして置くものとする。

- (1) たすけあい資金借入申込書綴（証明書添付）
- (2) たすけあい資金借用書綴
- (3) たすけあい資金出納簿（様式第4号）
- (4) 貸付台帳（様式第5号）
- (5) その他の証書類綴
- (6) 予算書、決算書綴

（会 計）

第 11 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日をもって終わるものとする。

《改正》H17. 4. 1

附 則

この規程は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

たすけあい資金借入申込書

会 長	事務局 長	総 務 係	担 当

	※受付年月日	※受付番号	※貸付年月日	※貸付番号		
		第 号		第 号		
借り入れ申込金額		※ 決 定	金 額			
資金の用途			使 途			
償 還 方 法			方 法			
償 還 期 日			期 間			
借 り 入 れ 申 込 者 及 び 家 族 の 状 況	氏 名	性別	生年月日			
	収 入	月額 円	名 目			
	現 住 所	TEL				
	本 籍 地					
家 族 の 状 況	氏 名	続 柄	年 齢	性 別	職 業	身 上 概 要
貸付を受けようとする理由						
証 明 者	担当民生児童委員				印	

上記のとおり、たすけあい資金の借入を申込みいたします。

会福祉法人 五城目町社会福祉協議会

会 長 様

平成 年 月 日

借入者

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

(様式第2号)

たすけあい資金借入申込者の証明書

借り入れ申込者の氏名		年 齢	
住 所			
世帯の類型		職 業	
資金の用途			
借り入れを必要とする主な理由			

上記の者は、貴社協のたすけあい資金の借入を必要とすることを証明します。

社会福祉法人 五城目町社会福祉協議会
会 長 様

平 成 年 月 日

証明者
住 所

担当民生児童委員氏名

㊟

(様式第3号)

たすけあい資金借用書

借 用 金 額	
資 金 の 使 途	
償 還 方 法	
償 還 期 間	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日

上記のとおり借用いたします。

については、貴社協の規定を固く守り、その指示に従って間違いなく返還いたします。

社会福祉法人 五城目町社会福祉協議会
会 長 様

平 成 年 月 日

借受人

住 所
氏 名

㊟

保証人

住 所
氏 名

㊟

